

定款変更

新	旧
<p>第5章 総会 (招集) 第25条 (略) 2 (略) 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等) 第29条 (略) 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法(電子メール)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 _ 3 (略) 4 (略)</p> <p>(議事録) 第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) (略) (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法(電子メール)による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3)～(5) (略) 2 (略)</p> <p>第6章 理事会 (招集) 第34条 (略) 2 (略) 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等) 第37条 (略) 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法(電子メール)をもって表決することができる。 3 (略) 4 (略)</p> <p>(議事録) 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) (略) (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法(電子メール)による表決者にあっては、その旨を付記すること。) (3)～(5) (略) 2 (略)</p>	<p>第5章 総会 (招集) 第25条 (略) 2 (略) 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等) 第29条 (略) 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 (略) 4 (略)</p> <p>(議事録) 第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) (略) (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3)～(5) (略) 2 (略)</p> <p>第6章 理事会 (招集) 第34条 (略) 2 (略) 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等) 第37条 (略) 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 3 (略) 4 (略)</p> <p>(議事録) 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) (略) (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。) (3)～(5) (略) 2 (略)</p>